

令和7年度第3回千葉市環境影響評価審査会における委員意見と事業者見解

No	環境要素	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
1	水象	事業計画	ここは水が多く流れていて、調整池をつくって調整池とつながると思うが、そここの水の流れがどのようになっているのか。	水象、水の流れについてですが、スライドの41ページに6-5というところがございまして、そこで水色でお示ししているのが湧水の集水範囲ということで、今回解析を行った範囲です。こちらにつきまして、対象事業実施区域は舗装されたりしますので、その舗装された部分については調整池に流入していく形にはなりません。 盛土部は少し難しいですが、切土部については集水柵などで地下浸透させることによって、地下水の涵養量を確保しつつ、谷津田の部分だけ残しても地下水が枯れたら谷津田環境としては意味がなくなってしまいますから、そこら辺にも十分配慮して、地下水涵養を極力できるようにということ考えています。 盛土部分は、安全上地下水管理が難しいのですが、切土のエリアにある宅地については、極力雨水浸透柵の設置等を進出企業に促し、地下水の涵養に努めることによって、現況の7割から8割程度は地下水が涵養されるとの予測結果になっています。	
			地下水への浸透は分かったが、調整池の方から従来ある方に流れるのか。	工事中と供用時について、それぞれ下流の鹿島川の流量について予測しています。それにつきましては、スライドで言うと42ページです。造成等の工事による河川流量の変化の程度は2.3%、供用時の河川流量の変化の程度が5.1%で、これは降雨時に流れ出す量ですけれども、それについてはそれぐらいの変化で収まるという形で予測しています。	
			少しは出入りがあるけれども、その量は数パーセント程度ということでしょうか。	その通りです。調整池で流出量を調整した上で放流するという形になります。	
2	水象	事業計画	スライドの14ページの市長の意見に「立地企業の業種設定」とあり、事業者見解は、食品加工、研究開発、物流倉庫、工業加工各25%程度想定し、それぞれの一番悪いケースで評価しているということで、きちんと工業のための敷地を作ること自体環境影響が大きいのだが、入ってくる業者が造成期間よりもずっと長い期間使うわけである。 スライドの8ページでは、進出企業に対して、再生可能エネルギーの導入や高効率機器の採用を要請するとあるのだが、これはどのくらい確度があるのか。食品加工や研究開発、物流倉庫、工業加工、それぞれ複数の企業がもう手を挙げていないとこういうことは言えないし、再生可能エネルギーや高効率機器を土地を売る人がその事業者に対して強制というか促すことができるのか。 この25%ずつを成立させるような目途はある程度立っているのか。例えば、実際に使い出すと、大学なんかでも上水道だけではとても足りないんで、実験や研究で地下水をくみ上げてどんどん使っている。研究開発でもそうなるのではないのか。実際に工業団地として動き出したときに、物流ばかりだったらそんなに水は使わないかもしれないが、物流以外は、研究開発でも、工業加工や食品加工はもっとかもしれないですけれども、水をたくさん使うことになって、その後、先ほどからご質問があった生物の多様性なりそういうものが保たれるのか。そういうことで、前提のところ崩れてしまおうとなし崩しになってしまうのではないのか。 それに、工業用地を造成しても売れなければ、悪い言い方をすれば買ったたかれるはずだ。食品加工と研究開発と物流倉庫は売れたけれども、想定している工業加工のほうが駄目なので、ほとんど利潤なしで売ったとする。そうすると、工業の進出してくる方は言うことを聞かないと思う。 この辺は前提条件なので、どのくらい確度があるのか。25%を全部守らなければいけないと言っているわけではないのだが、きちんとそれぞれの事業が成立するような目途が立っているのか。 前提条件として東金道路があるからすごく便利だとか、よく分かるし、実際にアクセスもしやすく、ここは自然環境が多くてあまり人口密度が高くないから、そんなに住民の方の苦情も出ないかもしれないが、その辺の前提のもくろみが崩れると、実際に工業団地が動き出したときも思わぬ負荷がかかるということがあるのではないのか。 このケースより悪くなることはあり得るということか。業者もある程度利潤を得なければいけないわけだから。利用する人たちが物流だけだったら、あまり水も使わないし、従業員の数もそんなに多くないのでそんなに負荷がかからないのではないのか。	まず、進出予定企業の想定について、こちらは25%ずつとしています。これはあくまで現時点での想定でして、何ら担保されているものではありません。ですので、アセス上は予測条件の設定に当たっては、それぞれの原単位、負荷が最大となる項目について、それが100%入ることを前提に予測を進めています。 先ほどございまして水の利用量につきましては、100%にしてしまうと現実とかけ離れたものになりますので、こちらの4業種で、さらにこちらの産業用地に入れるような業種、業態を細区分、集計した上で現実的な水量を想定して、それに安全率をかけて設定しています。	
			調整池は非常に大事だと思うが、調整池はどのくらいの深さでどういった管理をされるのかについても見当たらないので、教えていただきたい。	調整池ですが、水色の部分を実際に水のたまる部分です。ここのオレンジと道路のはざまに、ドレーン堤といって土の堤体をつくっています。その土の堤体の高さが水深5mになっております。この水色の水がたまる内側のラインが最深部で3m、常用部で1m、2m。なだらかな勾配をつくっていますので、その外側は、実際には50年に一度の確率で調整池を設計しているのですけれども、それ以上の雨が降った場合に余裕を見るということで、これは基準で決められています。それが、風が強いときの跳水があってもあふれないようにということで約40cm。また、堤体を超えないようにということで60cm、たまる場所の最深は3mと考えていただいて結構です。	
			谷津田の生態系を支えているのは湧水であり、湧水量がどれだけ減少するのかということは非常に生態系にも影響が大きいので、正確に予測していただきたい。 71～76.4%と42ページにあるが、準備書の579ページで、土地利用の扱いで、	地下水の涵養量の計算については準備書の578ページ以降に記載しており、580、581ページに、それぞれの土地利用形態に応じてどういった原単位を使ったか、あとは雨水浸透施設が設置可能か不可能か、環境保全措置として示しています。 その土地利用計画を基に、雨水の流出係数や年間降水量、蒸発散量率から地下水の涵養量を求めたのが581ペ	

No	環境要素	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
			<p>対策を講じた区域については道路から緑地・広場に変更するとある。これはただ単純に面積だけで計算をされたのか。当然水は流れるので、涵養域と流出域があり、涵養域に浸透する場所がないと浸透施設をつくっても入っていないが、考慮しているか。</p> <p>100%緑地・広場に変更できるような浸透施設を考えているのか。準備書 8-234 (544) ページに地下水面図を書いてあり、この矢印のお尻のところ浸透施設をつくれれば効果があると思うが、そういうところに浸透施設をつくる予定なのか。</p> <p>面積で湧水量を設定したということだが、544 ページの地下水の等高線図でもいいのだろうが、地下水位が高いところに涵養しないと、この周辺で涵養しても、谷津に湧水量は増えない。なので、そういった水の流れも考えて湧水量の推定をしていただきたいというのが希望である。</p> <p>ほかにもしデータをお持ちであるならば、ボーリングされるとのことなので、そういった地点もデータもここに示していただきたい。</p>	<p>一ジ辺りの結果となっています。その結果が 70～76.1%という数字となっています。</p> <p>その手前の地下水の流れには、実施区域の中で地下水位の観測も行っていたのと併せて、これとは別途ボーリング調査も何か所か地質調査としてやっているの、その結果を踏まえて、地下水の流向と棒線図を作成しています。</p>	
			<p>面積で湧水量を設定したということだが、544 ページの地下水の等高線図でもいいのだろうが、地下水位が高いところに涵養しないと、この周辺で涵養しても、谷津に湧水量は増えない。なので、そういった水の流れも考えて湧水量の推定をしていただきたいというのが希望である。</p> <p>ほかにもしデータをお持ちであるならば、ボーリングされるとのことなので、そういった地点もデータもここに示していただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。そこら辺も含めて、評価書段階の予測では検討を進めたいと思います。</p> <p>流れといたしましては、基本的に計画地が台地状になっておりまして、その周辺の谷津田に関してはそれより低い標高となっています。また、実施区域の台地だけではなくて、先ほど説明を差し上げたとおり、実施区域の北側、東側、南側からも谷津田のほうに向かって流入している状況です。それらを含めて全体の涵養量を算出しているという状況でございますので、高いところから涵養されたほうが谷津田に対しては効果的というのはおっしゃるとおりなのですが、全体の流れとしては、実施区域の中で低いところ、大体南から北側に流れていますけれども、北側のところで涵養しても、北側の谷津田のところには十分効果があるものだと考えています。</p>	
5	水象	予測・評価	<p>この地下水のコンター図をどうやって書かれたのか。細かいコンター図を書くにはデータがたくさん要すると思う。</p> <p>ヘキサグラムについて、分析の精度を確認するときも、左側のプラスと右側のマイナスが一緒であれば精度がいい。水は必ずプラスマイナスが一緒になるはずで、そういった分析精度の確認にヘキサグラムを使うのだが、例えば 準備書 8-7-8 の地点③では明らかにプラスのほうが大きくて、一体このヘキサグラムはどうしてこんな格好になっているのか。</p> <p>プラスマイナスが調和していないため、調査結果として受け取ることは難しい。プラスマイナス 5%以上違っていれば、分析ミスで報告書や論文には使えない。そして、プラスマイナス 10%以上違っていたら、当然やり直すというのが普通のやり方である。そのため、これはしっかりデータの分析のところからご確認いただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、これは少しどうなのかという結果も多々見受けられるのですけれども、これは現地から採取したものをそのまま分析した結果こうなったということで、特段変なものも混ざった上ではなくて、現地の結果としてこうだったという結果でお示ししています。そこら辺の考察について不足している部分は否めませんが、現地の調査結果として受け止めていただければと思います。</p>	
			<p>プラスマイナスが調和していないため、調査結果として受け取ることは難しい。プラスマイナス 5%以上違っていれば、分析ミスで報告書や論文には使えない。そして、プラスマイナス 10%以上違っていたら、当然やり直すというのが普通のやり方である。そのため、これはしっかりデータの分析のところからご確認いただきたい。</p>	<p>事後調査段階でもう一回確認した上で、どういった水系になっているか、水系の連続性など、そこら辺も踏まえた上で対策を講じる形で対応したいと思います。</p>	
6	水象	予測・評価	<p>準備書 1 の 8-254 (564) ページで図 8-7-14 の断面線図に地層推定断面 C-C' の位置を示すこと。準備書 1 の 8-256 (566) ページで図 8-7-15 (2) に示した地層推定断面 F-F' では、試錐 No. 12 付近の標高 30m より深い部分に第 2 粘性層 (De2) が賦存しないか。次回に教えていただければ結構。</p>	<p>別途回答させていただきます。 (資料 4 審査会後に寄せられた委員意見と事業者見解にて回答)</p>	
7	水象	予測・評価	<p>多分、谷津田の生態系を支えているのは湧水、水だと思う。湧水量がどれだけ減少するのかということは非常に生態系にも影響が大きいので、正確に予測していただきたい。</p>	<p>準備書の 578 ページ以降に記載しておりまして、580、581 ページ辺りに、それぞれの土地利用形態に応じてどういった原単位を使ったか、あとは雨水浸透施設が設置可能か不可能か、環境保全措置としてそういったものをお示ししています。その土地利用計画を基に、雨水の流出係数や年間降水量、蒸発散量率から地下水の涵養量を求めたのが 581 ページ辺りの結果となっています。その結果が 70～76.1%という数字です。</p>	
8	水象	予測・評価	<p>土地利用の扱いで、対策を講じた区域については道路から緑地・広場に変更するとある。これはただ単純に面積だけで計算をされたのか。当然水は流れますから、涵養域と流出域がありまして、涵養域に浸透する場所がないと浸透施設をつくっても入っていない。この場合、涵養域が台地の上になるので、そういったところを考えているのかどうか。</p>	<p>その手前の地下水の流れにつきましては、実施区域の中で地下水位の観測も行っていたのと併せて、これとは別途ボーリング調査も何か所か地質調査としてやっていますので、その結果を踏まえて、地下水の流向と棒線図を作成しています。</p>	
9	日照障害	予測・評価	<p>スライドの 45 ページの日照障害について、この準備書では、今回の事業区域の中の建物についての情報が全くない。造成されてからいろいろな会社が入って建物を建てるというイメージだが、どのように日照障害を推定されるのが全く分からない。これを見ると、敷地内に残存する一般の方の土地に日照障害があるように思えるが、これはどのくらいの建物を想定しているのか、建物の各位置はもう決まっているものなのかということをお教えいただきたい。</p>	<p>日照障害の予測条件、建物条件についてですけれども、こちらにつきましては、最初に書いてある場所がややこしくて、大気の予測条件として、準備書の 370 ページに書いてあります。建物の高さ 31m、建ぺい率 60%、容積率の記載がなかったのですが、容積率 200%で、それでそれぞれの区画に最大の影響となるような形で配置しています。ここの予測条件としては最大影響と考えていただいて結構です。</p>	
10	植物	予測・評価	<p>本事業は複数の工区にまたがる複雑な形状で、面的な改変をもたらすものだと思うので、こうした事業においては、改変面積の合計といった量的な評価ではなくて、どこがどのように改変されるかという空間的な評価が不可欠だと思う。今回の改変率は、パワーポイントの資料だと 51 ページ、準備書だと 752 ページから 759 ページ辺りに示されており、改変率は面積の変化のことなんだと理解している。植物群落であれば、確かに面積がどれぐらい増える、減るといのは重要かと思う。一方で、移動性を持つ動物や昆虫に関しては、面積の表現だけではなくて、行動圏や移動経路などの複合的な空間評価が必要なのではないのか。これは単純な面積比なのか、それとも違う意味を持った改変率なのか。植物は面積でいいと思うが、動物に関してはどういう改変率を出しているのか。</p>	<p>動物で記載している改変率につきましては、数字自体は平面で、植物と同様です。動物それぞれが生息する環境を既存の文献や一般的な生態から推定をして、そこを生息環境としたときに、改変区域と重ね合わせて、改変の程度を位置情報システムを活用して計算して、そちらで改変率を出しています。</p> <p>あとは、全てその改変率だけで終わらせているかと言われると、そういうことではないというのがもう一つの回答になります。例えば、今回、環境保全措置あるいは事後調査の対象にしているサシバと言われる鳥類ですけれども、こちらについては、改変と重ね合わせたときに、営巣地が改変されるわけではないです。だから、単純に平面の解析でいけば保全されるような内容になっているのですけれども、サシバについては、例えば近くで工事が行われるときに、そこから発生する騒音ですとか、あるいは周辺で活動する工事業者や工事機械、そういったものが視界に入ったときに忌避反応を示すような、おっしゃられているような単純な平面ではない空間的な要素が含まれると考えています。その結果、保全するにはもう少し手厚い措置が必要だろうと考えまして、工事工程を調整する、いわゆるコンディショニングと呼ばれる措置になりますけれども、そういったもので影響をモニタリングしていこうという計画をしています。</p> <p>生態系の項目については、それぞれの注目種で行動圏を考慮して、移動経路を含めた上で解析をしています。このように、種の特性に応じてそういった空間的な部分は考慮していると考えています。</p>	

No	環境要素	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
			<p>変更率をどのように算出したかというのは準備書の何ページに書かれているのか。</p> <p>そのこと自体は準備書に書かれて、方法論なども書かれているのか。</p>	<p>算出方法については、基本的にはこの調査地域内で作成している植生図の植生・植物群落をベースにしています。それに対して、各動物の生息環境として当てはまる群落を抽出します。それに変更面積を重ね合わせるのですが、変更面積自体は載せていません。委員の方々のお手元に非公開の資料は配られているのでしょうか。それに在来のカエル類の図面の中でグレーに塗ってある範囲があると思います。そちらがいわゆる変更面積の範囲になりまして、それを重ね合わせて、GIS（地理情報システム）上で面積を算出して変更率を出しています。</p> <p>方法論は、変更率を出したということまでになっていますので、具体的に今お話ししたところまでは記載していないかと思っています。</p>	
11	植物	予測・評価	<p>変更率についてどうやって計算したのか。面積から割り出されたのかと思うが緑地があるところを見ても、緑地の際から反対側を見れば向こう側が見通せてしまうようなところにおいて出すのと、全体の緑地面積で出すのとでは、かなり結果が変わってくるのではないかと。数値的には低減されているようだが、大丈夫なのか。その辺りのことを、次に書類を出していただくときには、どうやって計算されているのか、その根拠を教えてください。または、既存の調査などがあると思うので、何を参考にされたのか、だから大丈夫と判断された、そういう文献等も提出していただきたい。</p>	<p>植物の注目すべき種における変更率は、GIS（地理情報システム）上で各種の確認位置のデータと変更区域を重ね合わせ、変更区域と重なる位置の個体数を消失数として算出し、全確認個体数を分母、消失数を分子として算出しました。この方法は、「千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境評価書」等の他事例と同様な手法となります。また、環境保全措置である移植の対象とするか、という判断も、上記事例と同様な基準に基づいています。</p>	下線部は追記
12	動物	調査	<p>準備書の697ページ辺りからの話になる。今、補足資料で、いくつか生息のポイント、幼生確認地点とかが載っている。確かに細かく情報を出し過ぎると、ほかの人が悪用するのではないかと心配も若干あるが、ただ単に個々の種が何個体確認されたかという情報しか載っていない。こんなに広い場所だと、どこに位置に確認されたのかというのがそれぞれ分からないと、本当に今回の保全措置の仕方が妥当なのか、正直判断が難しいと思った。確かに調査した地点やラインなども載っているが、結果としてどこで確認できたかという情報は今回のこの保全措置の判断に生かされているのか。</p>	<p>まず、この準備書にそういった確認位置を記載するかどうかは、おっしゃられるとおり、いわゆる重要な種は絶滅の危険性があると言われるような動物だったので、一般的にはアセスの図書だと全て出すことはあまりしないかと思っています。今回は、委員の方々に特別にご提供させていただいていいものかと思っています。</p> <p>あとは、動物について言えば、確認位置にこだわり過ぎるのも逆に予測を甘くするかなと思っています。ここで確認されていて、たまたまそこが変更区域から外れていけば安全なのか、守られるかと言われると、必ずしもそうではないかと思っています。確認されたということは、まずそこに生息しているという事実があるということだと思っています。そのときに、確認位置も含めた形で対象の調査地域の中のどのような環境に生息する可能性があるかということをも面的に捉えたほうがかえっていいのかなと思っています。そこはあえて確認位置にこだわらず、地域の中で利用し得る環境を推定しているということになります。</p> <p>ただ、一方で、確認位置が重要なものも動物の中にはあります。先ほどお話ししたサシバの営巣地など、猛禽類は営巣地を中心に行動圏を持ちますので、位置としてかなり重要な要素を持ちます。あとは、生態系で出しているカエル類についても、産卵環境あるいは幼生の時期は移動することができませんので、その位置を起点にして予測・評価が必要だというふうに考えました。</p> <p>そういった位置情報が重要だと考えられるものについては、その情報を生かして予測・評価を実施しています。</p>	
13	動物	環境の保全のための措置	<p>準備書の914ページ、ロードキル対策について伺う。準備書では、「看板等を設置し、ロードキル防止に努める」と書かれているが、今回、全体的に変更がなされることを考えると、もともと生き物が使っていた移動経路が遮断される可能性があるのかなと考えた。そうすると、移動経路が変わっていく可能性が十分考えられる。なので、ただ単にロードキル防止に努めるだけではなくて、移動性の動物が安全に移動できるような装置をつくって、できる限り環境保全のための措置をするほうがよろしいのではないかと。現状、移動経路の把握と、もし移動経路が断たれるのであれば、代替の経路の確保についてどのような計画でいるのか教えてください。</p>	<p>今お示ししているのは土地利用計画になると思うのですが、ピンクの部分企業が用地として、土地が整備された後に、このピンクの部分で動物が生息することは恐らく難しいのかなと我々も考えています。そこを踏まえて、企業が用地が存在することで、その周辺まで利用できなくなってしまうことがより移動経路を遮断する要素になり得ると考えましたので、そこを取り囲むように、周辺の樹林との連続性をできるだけ確保する形で造成森林をまず整備する予定となっています。</p> <p>移動経路につきましては、新しく北西に道路ができるということで、その影響も考えられるのかなと思っています。具体的な対策を立てられるかどうか、事業者の中で検討とはなるのですが、例えば道路の間を横断できるような策は何かないかと、そういったところは考えていければと思っています。</p> <p>あとは、周辺の移動経路についてですけれども、動物の事後調査の中で、無人撮影カメラを使って周辺をどのように移動しているのかとか、そういった計画は立てておりますので、しっかりモニタリングしていければと考えています。</p>	
14	動物	事後調査	<p>事後調査は1年程度はやられるということだが、もし今いた生物がいなくなってしまった場合、復元であるとかそういうことも配慮されるということだが、確認できなかった場合はどうするのか。事業者さんなり誘致で入ってきた企業の方々が、責任を持って復元や代替措置をやっていくということはお考えなのか。その辺りをお聞かせいただけないか。</p>	<p>事後調査について、なくなったらどうするのかというお話だったと思うのですが、まずは、当たり前のことながら、その影響が最大限生じないようにしっかり配慮していくというスタンスではあるのですが、事後調査については、供用時のみ、要は工事が完了した後に実施するのではなくて、工事中からモニタリングしていきます。ですので、工事が進んでいく段階でどういう影響が出てくるかということを見ていきますので、経時的なモニタリングの中で、ここは影響が出てきそうだなというところをしっかりと把握して、先ほどの冒頭のご説明でも申し上げましたけれども、何か想定外の影響があったり、サシバが営巣地から離れていくような行動が見られるとか、そういった結果が出ましたら、しっかりと関係機関に連絡を取って、必要な措置、工事の一時的なストップが必要なのか、そういったところを検討して、より環境影響が低減できるように努めていきたいと考えています。</p>	
15	動物	事後調査	<p>サシバに関して、サシバの繁殖期中、慣れさせる期間を設けるということが準備書の761ページに書かれている。具体的にどういうことをするのか。サシバは夏鳥なので、夏しかいなくて、工事は数年間にわたる。どうやってサシバに慣れさせる期間を設けるのか、その辺りを教えてください。</p>	<p>まず、繁殖期に工事計画のどの段階が当たるのかというのが一つ精査のポイントかと思っています。当然工事は長く続きますので、いずれかの工程はサシバの繁殖期に当たるのかなと。その工事工程の中でこういった行為をするのかというところの精査が1つ目になります。その工事の実際の行為の中で、どのようなものが影響がありそうか。工事は当然全面的に全て一度にやるわけではないので、どの場所をやるかという距離的な話もポイントになるかと思っています。そういったことを事前にサシバの繁殖期が来る前に精査をして、工事工程を調整する対象とする行為を決めて、それに対してコンディショニングをかけていく。そんなことを想定しています。例えば建設機械でしたら、1日に稼働する時間ですね。よく例としてあるのは、建設機械をその場に放置して、まず存在に慣れさせる。そこから徐々に一日の稼働時間を増やしていく。1時間稼働したら1時間休止するとか、そういった行為がコンディショニングというもので、これについては国土交通省さんの環境保全措置の資料などに実例がありますので、そういったものを参考にしながら取り入れていきたいと思っています。</p>	

No	環境要素	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
			ぜひその論文等も教えていただけると大変ありがたい。	サシバやオオタカはよく環境影響評価の保全対象に上がってくるので。それに対して、全国で環境アセスの保全対象になっているペアの事例を、メタ解析という事例を収集して解析する論文になりますけれども、そういった事例がありまして、その中で、工事中に工事の距離とサシバの繁殖成功率に差があるのかどうかを調べた論文があります。結論としては、差はなかったという結論になっています。ただ、それがこの論文の深層ではないです。近くても大丈夫なのか、そういう結論ではなくて、対象にしているその事例というのはアセスの事例なので、距離が近ければ近いほど恐らく手厚い保全措置をしているはずで。しっかり保全措置をすれば、距離が近くても繁殖成功はできるのではないかとというのが結論の部分です。ですので、しっかりそこを踏まえて、距離が近くても必要な措置をして、できる限り繁殖への影響を下げていく。そういったスタンスで今回の計画を考えています。	
16	生態系	事業計画	方法書の段階から谷津田を除いたとのことだが、谷津田がどれぐらいのエリアだったのか、また残地森林など自然保護のために残した部分をもうちょっと分かりやすく示してほしい。	準備書の10ページ、11ページに、当初の計画と今の計画、谷津田を外した図面をお載せしています。	
17	生態系	事業計画	今回の計画で谷津田を計画から外して保全するというのは大変いいと思うが、谷津田は適切に管理しないと保たれない土地でもある。最初に計画に入っていた段階で、既に事業者の土地であると理解しているが、計画から外される谷津田の使い方についてどう考えているのか。 市民の意見では自然を破壊することに対する懸念が多かったが、それに対する事業者の意見と反応として、谷津田を除外するから大丈夫だ、という感じで書かれているのは、誠実に答えていただいているのかなということ、市民のこういう意見に対して、もう少し努力をお願いしたい。	除外した谷津田のエリアについてですが、所有につきましては、弊社が買い取る前提ではあるが、ここは基本的に農地になりますので、まだ弊社の方で所有権はありません。今回除外するという事は、所有権を最終的に持たないことになりますので、谷津田の管理につきましては、今後相談するような形になるかと思えます。 谷津田について補足させていただくと、外したことは大きいということをご理解いただいていると思えますが、我々としても外せばいいと考えているわけではないです。まず、千葉市さんのほうで保全すべき区域として谷津田に指定されている区域は、北側の部分になります。東側はその区域には含まれていませんでした。ただ、調査をして実態を把握したときに、東側の谷津田から北側の谷津田に、南から北に水が流れていっているという状況を確認できておりましたので、そこも一体的に守らなければ、一番北側だけ残しても意味がないだろうと。生態系としての連続性の観点を踏まえて、追加でどこまで外すべきかということを検討しているのが1点です。 あとは、谷津田を外した北側と東側の区域は緑色になっている部分かと思うのですが、そこは対象事業実施区域の中で残地森林あるいは工事後に造成森林にする場所となっております。ピンクの企業用地として整地する部分については、どうしてものり面を形成しなければいけない、ある程度斜面も形成しなければいけないので、一時的に伐採することにはなりますが、生態系の説明のところでもお話したとおり、谷津田とその周辺の斜面林の連続性がこの生態系の一番大事な部分だろうと考えておりますので、供用時については、できる限り谷津田の周辺は企業用地としての利用をせず、バッファという形でできる限り自然環境と連続性を保てるようにという土地利用計画にしているということです。ただ外せばいいというわけではなくて、外した環境がどれだけ現状を維持できるか、生物多様性の観点で維持されるのかといった計画を追加で検討していると、そういうことは理解いただければと思っています。	
18	生態系	事業計画	谷津田の南側に広場1、2というのがあって、道路を挟んでより南にあったところに広場3があるが、広場1、2は一体どのような土地利用になるのか、どういう目的で広場とされているのか。また、広場3はどうしてここにできるのか。 谷津田の南がすぐ広場となって、自然ではないということになるのではないのか。 その辺をもう一度考えていただきたい。先ほど谷津田をただ除外するだけではなく保全対象だと言っていたが、だったら、ここに広場ができるのは不自然というか、本当に谷津田の生き物のためになっているのかということがすごく疑問である。多くの両生類は、森林と田んぼ、水辺の両方を利用するし、トンボであれ何であれ、いろいろな生態系があって初めて守られるのが谷津田の周辺の大事なところなので、そこを広場にするのは本当に保全になっているのかということ、そこをきちんと考えていただきたい。	この開発予定地の3%に緑地ないし広場を設けなさいというのが開発基準で決められています。したがって、3%という面積は決められています。箇所については、千葉市公園管理課さんとも協議してこの箇所としています。一応3か所に分かれるのですが、こちらはほぼ一体利用します。内容としましては、遊具等を多く置いた街区公園ではなくて、防災に備えたベンチや、その他緑を多く取った広場として設計しています。 コンクリート等の構造物でつくるような広場ではないです。 広場については、「広場」という言葉の問題もあるのかもしれないですが、動植物の環境保全措置の一つに、「現存植生を考慮した造成森林や広場を検討する」という内容を入れています。この調査で、植物の中で植生図ですとか、フロラという植生の分布の調査なども実施していますので、この樹林がこういった樹種で構成されているのかは把握しています。そういったものを生かして、特に今、谷津田の北側ですと、クヌギですとかコナラですとか、そういった落葉広葉樹の二次林も成立していますので、そういったものも参考にしながら、そこに植えていく樹種を検討したいと考えています。	
19	生態系	事業計画	調整池は確かに洪水を止める大事な池でもあるが、水辺を利用する生態系とか植物にとっても大事なところである。水深が1mから5mとなだらかにということは考えられてよいと思うが、もうちょっと浅瀬をつくるとか、オギとかヨシが生えやすい環境をつくるとか、緊急的なときには調整池としての役目を果たすが、それ以外のときには、水量を調整するなりして水辺を利用する生き物たちにとっての大事な池となるような工夫をしていただきたい。 それには、生態系についてももうちょっと専門家のご意見を聞くなりして、広場と調整池を含めた全体の保全をお願いしたい。造成の関係上森を切るのは仕方ないが、木を植えたところで、きちんと生き物の役に立つような樹木が育つには10年、20年、30年とかかる。それも含めての保全だと思うので、ぜひご検討いただきたい。できるなら切らないでいただきたいし、広場がもし法律として定められているのだったら、ここではない、谷津田の横ではないところをお願いしたい。	調整池についても、ご意見いただいた内容は、いわゆるエコロジカルポンドと言われる取組みかと思えます。そういったことも考慮しながら、今回、底面を土質でということをもまずは検討させていただきます。一番ど真ん中の部分で植生をとというのは難しいかもしれないですが、調整池の際の部分、エコトーンのような植生ができるように、そういった配慮をできる限り検討していきたいと考えています。	
20	生態系	予測・評価	準備書の914ページに書かれている記載の仕方が、準備書を作成された方以外の読み手からするとちょっと誤解を招く気がする。 914ページの「存在・供用による影響」の1つ目の箇条書、「谷津田環境のうち、改変を避けられない範囲については、産業用地としての活用は行わず、造成森林又は緑地を整備する計画とすることで、谷津田、谷津環境と連続性のある樹林環境の復元に努める」と書いてある。これを最初読んだときに、改変を避けられな	承知しました。評価書において、第2章に記載している表現に合わせた記載「企業用地としての活用は行わず」や、「建物の建設はせず」等の表現に変更致します。	下線部は追記

No	環境要素	項目	質疑・意見の概要	事業者の見解	備考
			い範囲については産業用地としての活用は行わないのに、緑を植えるというのはどういうことなんでしょうと疑問に思っていたのだが、先ほどの回答で理解をしたので、もう少し表現を変えていただければと思う。		
21	生態系	事業計画	方法書の数値を見ると、企業用地は約 12%ほど減らして確保されている。そして緑地は 25%以上は残すということだが、別の言葉で言えば、25%残せばいいと、そのようにも読み取れる。そのときに、中に参入する企業が、どのくらい緑地を残すのか、それによって全体でどのくらい緑地が残されるのか。植栽したところで先ほどお話があったように、木が育つには 10 年、20 年、もっとかかる。このため、すぐには効果は出てこないと思う。そのような状況において、今のこの図を見ると、事業区画内の周囲のグリーンのところは緑地だが、その緑地が全体の 25%だと言われても、この環境で果たして生物が生息していけるのか非常に疑問に思った。また、これからできる道路は、図面を見ると最大幅で 19m であるが、緑地がこのような道路で分断されてしまう。	連続性を考えたときに、企業用地の中で連続性をつくるのか、もしくは周辺の環境と連続性を保つように樹林を配置するのか、どちらがよいかということを考えて、できる限り産業用地はまとめて、その中で周辺の環境と連続性を取る形で周辺にそれを囲むように樹林を配置したほうが、対象事業実施区域内ではなくて、より周辺に影響を与える可能性もありますので、こちらをできるだけ低減できると、そのように考えてこの配置としています。あと、移動経路について、道路の部分につきましても、これは今、この案をお示ししておりますけれども、道路の配置を検討していく中でいくつか案が出ていました。その中で、この案が一番影響が小さいだろうと。いろいろな生物の生息地の調査結果を考えたときに、一番よるしいのではないかと考えています。まずは、できる限り貴重な生物の生息地から離しつつ、事業の目的が達成できる案を考えたということをご理解いただきたいと思います。	
22	ふれあい活動の場	事業計画	谷津田は、現在ほどのような形になっているのか。今拝見したスライドでは水田として維持されているようだが、工事は令和 11 年度から始まって、5~6 年ずつと続く。その間、この谷津田での活動は維持されるのか。先ほどのお話だと、谷津田の所有者は事業者さんではないということだが、大きく関係することなので、この谷津田の存在、活動している方たちとの連携をどのように取りながら工事を進めていくのか。そういったことはお考えか。	谷津田の利用については今後検討したいと思います。今すぐ具体的にどのような形では答えられないです。	